

令和6年度 第1回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和6年6月28日（金）午後2時
仙台第四合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、一言委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、大宮委員、齋藤委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、飯野委員、稲妻委員、佐藤委員

補 佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には広報並びに円滑な審議運営について、御協力をよろしく申し上げます。

私は、賃金室室長補佐の内海と申します、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

事前に、桑原委員、柳井委員、新聞委員、半沢委員が欠席の旨、報告いただいております。

本日は、

公益代表委員 3名、

労働者代表委員 4名、

使用者代表委員 4名、

以上 11名 が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、令和6年度第1回の審議会であり、事務局側も新たな体制となったこともあり、賃金室長から委員の皆様及び事務局職員を御紹介させていただきます。

賃金室長 この4月に着任いたしました賃金室長の堀内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしてあります資料番号1の名簿により、各委員を紹介させていただきます。本年6月に45期の委員お一人の改選がございました。

使用者を代表する委員の飯野委員でございます。

…。

次に、公益を代表する委員ですが、
小幡（おばた）委員でございます。

…。

熊谷委員でございます。

…。

一言委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員ですが
阿部祥大委員でございます。

…。

阿部徹委員でございます。 …。

…。

大宮委員でございます。

…。

齋藤委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員ですが、
阿部昌展（あべまさのぶ）委員でございます。

…。

改めまして、飯野（いいの）委員でございます。

…。

稲妻（いなづま）委員でございます。

…。

佐藤委員でございます

…。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

本年4月1日に着任しました

小宅局長でございます。

…。

川越労働基準部長でございます。

…。

賃金室の内海室長補佐でございます。

…。

昨年度に引き続き伊藤賃金指導官でございます。

…。

長谷川安全専門官でございます。

…

伊藤賃金調査員でございます。

…。

以上となります、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

賃金室長 議事に入ります前に、局長から御挨拶を申し上げます。

局 長 皆様こんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

現行の宮城県最低賃金は、昨年10月1日に施行されて、9か月ほど経過しておりますけれども、その後、この春以降、賃金交渉が行われて、近年では高い水準の賃金の動きになっております。そういった中で、御審議をお願いするということになった次第でございます。

最低賃金法におきましては、その法律の中で、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならない、というふうにされております。このため御審議いただくにあたりましては、中央最低賃金審議会の今後答申がなされるであろう地域別最低賃金額改定の目安という部分を参考にするほかに、地域での実際の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況、経済情勢ですとか、そういったものを考慮して御議論いただくことになろうかと思ひます。

こういったさまざまなものを考慮していただくこととなりますので、皆様には大変御負担をおかけすることになろうかと思ひますけれども、最低賃金、非常に今、社会全体の関心の高い事項でございますので、真摯に御審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 それでは「会長及び会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。

最低賃金法第24条第2項により「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」ということになっております。今申し上げた条文は、本日の参考資料「最低賃金決定要覧」の144ページに載っておりますので、必要な場合は後で御確認いただければと存じます。また、同条第4項により、会長代理につきましても同様となっております。

本審議会におきましては、従来から公益委員の皆様の中で決めていただき、その結果をお諮りするということにしておりましたが、本年度もそのように取り扱ってよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

賃金室長 それでは、異議なしということですので、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。

会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員ということになりました。御承認をお願いいたします。

各委員 (異議なし)

賃金室長 それでは御承認いただきましたので、会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員が選出されました。ありがとうございました。

補佐 それでは、会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

熊谷会長 ただいま会長に選出いただきました熊谷でございます。会長として、公平公正な審議に尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

補佐 それでは、会長が選出されましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたします。

熊谷会長 それでは、議事進行を事務局から引き継ぎます。

議題(1)「宮城県最低賃金の改正の諮問について」、局長から諮問をお受けしたいと思っております。

局長

宮労発基 0628 第1号

令和6年6月28日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小宅 栄作

宮城県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定によりその例によることとされた同法第10条第1項の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

（会長に諮問文を手渡す）

熊谷会長 　　ただいま局長から宮城県最低賃金の改正について諮問を受けました。何か質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 　　（質問等なし）

熊谷会長 　　それでは、審議を開始することといたします。
次に議題(2)「宮城県最低賃金専門部会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　御説明いたします。
最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されておりますので、宮城県最低賃金専門部会を設置していただきたいと存じます。
専門部会には、関係労使から各3名の委員候補者の推薦をしていただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期限は7月16日火曜日とさせていただきますと思います。

熊谷会長 　　ただいまの説明につきまして、御質問等がありますか。

各委員 　　（質疑なし）

熊谷会長 それでは、特にないということですので、最低賃金法の規定に基づき宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置することといたします。

 また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限の締切りは7月16日火曜日ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 次に議題(3)「関係者からの意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 御説明いたします。

 関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されています。この意見聴取につきましても、本日公示を行うこととし、こちらでも意見提出の締切りを7月16日火曜日とさせていただければと思います。御了承をお願いいたします。

 この関係労働者及び関係使用者からの意見聴取は、以前から委員の皆様の御了解により、審議会の場において意見陳述を行い、参考人は2人で1人10分以内の陳述とすることとし、本年度においても同様に、第2回の審議会の場で参考人の意見陳述を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

熊谷会長 ただいまの説明につきまして、御質問等がありますか。

各 委 員 （質疑なし）

熊谷会長 それでは、専門部会委員の関係労使からの意見聴取の締切りは、7月16日火曜日と、また、第2回の審議会の場で参考人2人から、1人10分以内の陳述とすることということで、よろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 はい、ありがとうございます。
それでは、議題(4)「最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。
最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の金額審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたところです。これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

熊谷会長 ただいま説明がありましたが、御質問等がありますか。
本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するということで、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 はい、ありがとうございます。それでは、本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

次に、議題(5)「特定最低賃金改正の審議方法について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

宮城における特定最低賃金、従来は産業別最低賃金と呼ばれていたものですが、現在3つの業種に設定されており、昨年度、関係労使から改正の申出によって、審議会へ改正の「必要性の有無」の諮問をいたしました。

今年3月、3業種の労働団体から、令和6年度も特定最低賃金額を改正したいとの意向が表明されており、例年どおりですと、同じ3業種の労働団体から、7月20日前後に「改正の申出書」が提出される可能性があります。

仮に今年度も、「改正の申出書」が提出され、必要性の有無について諮問した場合には、改正の「必要性の有無」の審議については、他県では特別小委員会を設置して審議している例もみられま

すが、宮城においては平成 10 年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けなくて、本審の場で御審議いただききた経過がございます。

今年度も、この場合の改正の「必要性の有無」の審議は、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行う扱いでよろしいでしょうか。

熊谷会長 ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはありませんか。

各 委 員 (質疑なし)

熊谷会長 無いようですので、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議が必要な場合には、本年度も特別小委員会を設けず、次回の本審の場で行う扱いということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷会長 はい、ありがとうございます。それでは、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議を行う場合には、特別小委員会を設けず、本審の場で行うことといたします。

熊谷会長 次に議題(6)「その他」について、事務局から何かありますか。ありましたら、説明をお願いします。

補 佐 添付資料と次回の審議会日程等について説明させていただきます。

資料と参考資料に分かれてございますが、まず資料でございます。

資料番号 1 は、今期である第 45 期の今日現在の宮城地方最低賃金審議会委員の名簿です。

資料番号 2 は、宮城地方最低賃金審議会運営規程です。

資料番号 3 は、宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程です。

続きまして資料番号 4 から 7 は、労働関係などの各団体からの要請書等でございます。各団体の敬称は省略し、日付、宛先及び標題を御紹介いたします。

資料番号 4 は、2024 年 4 月 25 日付け仙台弁護士会による審議会会長宛の「最低賃金額の更なる引上げを求める会長声明」で

ございます。

資料番号5は、2024年5月31日付け全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会及び宮城県労働組合総連合による労働局長宛の「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」でございます。

資料番号6は、2024年6月17日付け宮城県労働組合総連合による労働局長及び審議会会長宛の「2024年宮城地方最低賃金の審議にあたっての要請書」でございます。

資料番号7は、2024年6月19日付け宮城全労協による労働局長宛の「宮城県最低賃金の改定審議に関する要請」でございます。

続きまして参考資料です。

参考資料として、今春闘に係る労働組合及び使用者団体の広報や、経済、政府方針、最低賃金関係の宮城労働局のプレスリリースなどを添付しました。

参考資料1～3は今年の春闘等の状況となります。

参考資料4～7は今年の経済の状況等となります

参考資料8と9は、政府方針の最低賃金関係部分の抜粋となります。参考資料8は「経済財政運営と改革の基本方針2024」で2ページ、7ページのように最賃関連部分は、本文に下線を付しておきました。

参考資料9は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」で9ページに最賃関連部分がございます。こちらも下線を付しておきました。全国共通のものとして参考資料といたしました。

参考資料10は、今回の審議会に関するプレスリリースでございます。

そのほかに、二つの参考図書等がございます。

ひとつは、「令和6年度行政運営方針宮城労働局」と題するパンフレットで、宮城労働局の行政目標が掲載されています。

最低賃金に関しては、5ページ、6ページになります。

第3の1「最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として、「(1)全国加重平均で1,004円となった最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化」「(2)最低賃金制度の適切な運営」が記載されています。

二つ目は、「最低賃金決定要覧 令和6年度版」という冊子です。「最低賃金制度の概要」、「令和5年度の最低賃金の改正状況」、「中央又は都道府県の地域別・特定最低賃金」、「都道府県の地域別・特定最低賃金一覧」、そして資料として、「関係法令等」「日本産業分類」が掲載されています。

全国共通の審議会の資料ですので今後の審議の参考としていただければと思います。

最後に次回の審議会日程につきましては、7月29日（月）10時00分からとし、同日は第1回目の専門部会を開催させていただきますことといたします。

熊谷会長 ただいまの資料の説明につきまして、質問等ありませんか。

各 委 員 （質疑なし）

熊谷会長 よろしいでしょうか。本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思います。

なお、次回の審議は、7月29日（月）午前10時00分から、場所は宮城労働局（仙台第四合同庁舎）2階共用会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会をこれで終了します。

閉 会